

# 平成25年度第1回

## 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

### 議 事 録

日 時：平成25年7月31日（水）午前10時開会  
場 所：WEST19 2階 大会議室

## 1. 開 会

○事務局（細海食の安全推進課長） 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから、平成25年度第1回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます保健福祉局保健所食の安全推進課長の細海でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の会議は、約1時間半程度の時間を予定してございます。よろしくお願いたします。

この会議は、皆様のお手元の資料1-2をごらんいただきたいと思います。

札幌市安全・安心な食のまち推進条例の趣旨ということで、34ページの第27条に基づきまして、この会議は市長の附属機関として設置されたものでございます。本日は、その第1回目の会議となります。

本来でありましたら、ここで委員1人ずつに委嘱状をお渡しするところでございますが、時間の関係もございまして、略式ということで席の上にあらかじめ置かせていただいております。ご了承いただきますよう、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、委員の皆様の出席状況を報告させていただきます。

この会議は、資料1-3にありますように、条例施行規則により、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこととなっております。ただいまの委員の出席は15名ということで、委員総数17名の過半数を超えてございますので、この会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それから、この会議の公開及び非公開につきまして、本日、机の上に置かせていただいております札幌市の附属機関等の設置及び運営に関する要綱がございまして、その第6条の2に、札幌市情報公開条例の第21条の規定に基づきまして、公開、非公開をあらかじめ決めておくこととなっております。

また、公開条例によりますと、附属機関の会議は、基本的には公開ということで、その会議の審議の内容が許可あるいは認可、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等で会議を公開することが適当ではないとその附属機関が認める場合には公開しないこともできます。しかし、この会議につきましては、そういった内容の事務は予定されてございませんので、公開ということで進めさせていただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（細海食の安全推進課長） ありがとうございます。

それでは、公開といたします。

こちらから見るとちょうど左側を傍聴の方、あるいは報道機関の方が傍聴できるようにしてございますので、ご了承願いたいと思います。

また、この会議の会議録でございますけれども、附属機関の要綱に従いまして、後日、札幌市のホームページなどに掲載する予定でございますので、あわせてご了承願いたいと思います。

## 2. 挨拶

○事務局（細海食の安全推進課長） それでは、ここで、開会に当たりまして、保健福祉局医務監の館石からご挨拶を申し上げます。お願いいたします。

○館石保健福祉局医務監 皆様、おはようございます。

保健福祉局医務監の館石と申します。

皆様、きょうは、何かとお忙しい中、足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。また、このたびは、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議の委員を快くお引き受けいただき、心から感謝を申し上げたいと思います。

また、後ほどご紹介があらうかと思いますが、この会議には4名の市民公募の委員にもご参加をいただいております。重ねてお礼を申し上げたいと思います。

さて、本日、話し合いをいただきます「食」は、私たちが健康で豊かに暮らし続けるために欠かせないものであり、日々の生活に喜びを与えてくれるものでもあります。札幌市民に限らず、国内外から札幌を訪れる年間1,200万人を超える観光客の方々にとっても、札幌のまちでおいしいものを食べることはこの上ない楽しみであり、食は札幌の観光資源ともなっている現状でございます。

このように、食の安全と安心は、市民生活や札幌の観光、食産業などを支える基盤として大変重要な要素と言えますけれども、食の安全・安心を脅かす事件・事故は依然として後を絶たない状況でございます。近年の事例を申し上げますと、肉や内臓の生食による食中毒、あるいは、放射性物質による汚染などが問題となったほか、去年は札幌でも浅漬けによる腸管出血性大腸菌O157の食中毒事件などが発生しております。

こうした中で、札幌市では、平成20年に安全・安心な食のまち推進委員会を立ち上げ、札幌市の食の安全と安心を確保するための施策に外部の方々の意見を取り入れる仕組みを初めて導入しております。その後、委員会で審議されたご意見やご提案なども反映させながら、平成22年度に「さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン」、さらには、平成25年、今年の4月には「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」を制定したところでございます。

「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」は、市民及び観光客の食に起因する健康被害を防止するとともに、市民、事業者、そして札幌市が連携・協働して、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”の実現を目指すものでございます。今日からスタートする推進会議は、この条例に基づく札幌市の附属機関として設置されるものでございます。先ほど事務局からご説明したとおりでございます。

委員の皆様には、食の安全・安心の確保のための施策について、さまざまな観点、お立場からのご論議をお願いしたいと考えております。今後は、この推進会議の場で皆様から

いただいたご意見やご提案などを参考とさせていただきながら、食の安全・安心に関する札幌市の施策を着実に進めてまいりますので、忌憚のない活発なご論議をどうかお願い申し上げて、簡単ですが、開会に当たってのご挨拶にかえさせていただきます。

今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 委員及び札幌市職員の紹介等

○事務局（細海食の安全推進課長） 続きまして、本日は初めての会議でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。

名簿順でお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でお立ちいただきまして、簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

最初に、藤女子大学人間生活部食物栄養学科の教授であります池田委員でございます。札幌商工会議所食品関連部会の大金委員でございます。

イオン北海道株式会社の大野委員でございます。

一般社団法人札幌観光協会の梶原委員でございます。

市民公募委員の加藤委員でございます。

北海道新聞社の木寄委員でございます。

市民公募委員の瀬川委員でございます。

一般社団法人札幌市中央卸売市場協会の高橋委員でございます。

市民公募委員の巽委員でございます。

一般社団法人札幌市食品衛生協会の田中委員でございます。

一般社団法人札幌消費者協会の行方委員でございます。

市民公募委員の成澤委員でございます。

札幌駅総合開発株式会社の松井委員でございます。

作家・エッセイストの森委員でございます。

公益社団法人北海道栄養士会の吉田委員でございます。

なお、本日はあいにく欠席されております委員が2名いらっしゃいます。

スイーツ王国さっぽろ推進協議会の長沼委員、札幌市農業協同組合の堀口委員でございます。

続きまして、事務局として、札幌市の職員を紹介させていただきます。

保健福祉局食の安全担当部長の山口でございます。

食の安全推進課調整担当係長の伊藤でございます。

なお、恐縮ですが、館石医務監におきましては、この後、公務が重なっておりますので、ここで退席をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○館石保健福祉局医務監 皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

〔館石医務監は退席〕

○事務局（細海食の安全推進課長） それでは次に、本日の資料をご確認させていただきます。

ます。

資料は事前にお送りしておりますが、ご確認いただきまして、不足等がありましたら事務局の者にお知らせ願いたいと存じます。お忘れ等がありましたら、申し上げていただければ、こちらに予備もご置きます。

そのほかに、皆様の席上になりますが、上から札幌市の附属機関等の設置及び運営に関する要綱、会議の次第、座席図、委員名簿を置いてご置きます。

なお、座席図につきましては、本日、急遽ご出席いただけることになりました高橋委員の席が欠落してご置きます。付記願いたいと存じます。よろしく願いいたします。

このほかに、参考資料といたしまして、札幌食の安全・安心推進協定のガイドブック、平成24年度さっぽろ食の安全・安心市民交流事業の体験レポート、札幌市食品衛生管理認定制度リーフレット、最後に、手あらいソングのDVDの合わせて4種類を参考資料として置かせていただいております。

全てそろっておりますでしょうか。

もし不足等がありましたら、お申し出をいただければと思います。

それでは、ただいまから、会議の運営についてご説明を若干させていただきます。

お手元の資料1-2「条例の趣旨」の34ページをごらんいただきたいと存じます。

34ページの条例第27条「会議の概要」について、主な部分をご紹介させていただきます。

まず、推進会議の設置の根拠でございますが、第27条の第1項で、市長の附属機関として、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を置くことと定められてご置きます。

それから、推進会議の役割といたしましては、第2項に「(1)市長の諮問に応じ、推進計画及び食の安全・安心の食の確保に関する重要事項について調査審議し、意見を述べること」とされております。

また、第4項の「委員の任期」については2年となっておりますので、今回の委員の皆様方につきましては、本日より平成27年7月30日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、お手持ちの資料の1-3になります。

条例規則の第8条をごらんいただきたいと思っております。資料1-3の3ページ目になります。

第8条では、「推進会議に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によって定めること」となっております。

#### 4. 議 事

○事務局（細海食の安全推進課長） それでは、ここから議事に入らせていただきます。

ご発言のときには、挙手していただきまして、お近くにマイクがございますので、それを使用していただきたいと思っております。

また、本来でありますと、議事は会長の進行によって進めていくものでございますが、ただいま、会長、副会長を選出いたしますので、それまでは私が引き続き進行させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日の議題ですが、次第にありますとおり、「会長、副会長の選任」、「札幌市安全・安心な食のまち条例について」、「札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づく推進計画について」、最後に「その他」という四つを用意してございます。

それでは、ただいまから、議題（１）の「会長及び副会長の選任」をお願いしたいと思います。

条例規則に基づきますと、委員の互選によって定めることとなっております。

まず、会長について、自薦、他薦のご意見等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（細海食の安全推進課長） 特にご意見等がありませんでしたら、事務局から案をお示しさせていただいてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（細海食の安全推進課長） それでは、事務局から案を提案させていただきたいと思っております。

○事務局（伊藤調整担当係長） 保健所食の安全推進課調整担当係長の伊藤でございます。事務局案といたしましては、食品安全の分野に造詣が深く、幅広くご活躍されております池田委員にぜひお願いしたいと思います。

○事務局（細海食の安全推進課長） ただいま、会長につきまして、池田委員にということで事務局案をお示しさせていただきました。いかがでございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（細海食の安全推進課長） ありがとうございます。

それでは、池田委員に会長をお願いしたいと存じます。

続きまして、副会長でございますが、同じく委員の互選によって定めることとなっております。

副会長につきまして、自薦、他薦、ご意見等がありましたら、同じくお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（細海食の安全推進課長） こちらも、ご意見等がなければ、事務局から案をお示しさせていただいてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（細海食の安全推進課長） ありがとうございます。

○事務局（伊藤調整担当係長） では、事務局から提案させていただきます。

事務局案としましては、昨年度まで、「さっぽろ食の安全・安心推進委員会」の委員をされ、ビジョン、条例策定にご協力をいただきました大金委員にお願いしたいと思います。

○事務局（細海食の安全推進課長） ただいまお示ししました事務局案につきまして、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（細海食の安全推進課長） ありがとうございます。

それでは、大金委員に副会長をお願いしたいと存じます。

早々ですが、池田会長、大金副会長におきましては、前の会長、副会長席にお移りいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○事務局（細海食の安全推進課長） それでは、ここで、池田会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○池田会長 ただいま会長をお仰せつかりました池田でございます。

非常に大任でございますが、皆様のご意見を賜りながら円滑に進めてまいりたいと思っております。ぜひご協力をお願いいたします。

○事務局（細海食の安全推進課長） ありがとうございます。

次に、大金副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○大金副会長 私は、商工会議所からの代表で来ております。また、商工会議所の食品部会の副部会長ですけれども、今回のメンバーになられているスイーツ王国のきのとやの長沼社長が部会長です。本来なら長沼委員が商工会議所の代表で来る予定だったのですが、彼はスイーツ王国の会長で来ているので、私が連続してこの安全委員会に来ているわけです。皆さんに比べると私は大変見識がないかも知れませんが、皆様の協力のもと、順調にこの委員会を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

○事務局（細海食の安全推進課長） ありがとうございます。

では、これ以降の会議の進行につきましては、池田会長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○池田会長 それでは、次の議題に移りたいと思っております。

議題（２）札幌市安全・安心な食のまち推進条例について、事務局からお願いいたします。

○事務局（伊藤調整担当係長） では、私から、「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」についてご説明させていただきたいと思っております。

その背景となる食品衛生法について、まず説明させていただきたいと思っております。

スライドで説明させていただきます。

このまま座って説明させていただきますので、失礼いたします。

食品衛生法は、昭和22年に制定されたもので、食品の安全性の確保のために、公衆衛生の見地から、必要な規制そのほかの措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図るというものです。

主な内容は、食品の有害物の販売使用禁止や規格基準、飲食店営業の許可基準など、規制的な内容であったのですが、それから時代が変わりました。今から10年以上前になりますけれども、食の安全・安心をめぐる情勢に変化がございまして、食品の安全性を脅かす問題が相次いで発生しました。森永ヒ素ミルク事件、雪印集団食中毒、BSE問題、原産地偽装表示、国民の食生活を取り巻く情勢の変化もございまして、世界中からの食材の調達、それから、遺伝子組み換え食品など、新たな技術の開発がございました。そして、国民の不安や不満も高まる中、国は、食品安全基本法を平成15年に策定しました。

その目的は、科学技術の発展、国際化の進展、そのほかの国民の食生活を取り巻く環境の変化に的確に対応することの緊要性に鑑み、食品の安全性の確保に関し基本理念を定め、並びに、国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することであり、このあたりから“食品の安全性の確保”という言葉が盛んに言われるようになったかと思います。

札幌市は、先ほど説明しました食品安全基本法の理念に基づき、平成20年度に「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業」を開始しました。その後、外部委員会などを設けて、平成22年度に「さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン」を策定し、平成26年度まで食の安全・安心に関する総合的な施策を実施することといたしました。

こちらのビジョンについては、後からまた詳しく述べさせていただきたいと思います。

そういった中で、施策に取り組んできたわけですが、食の安全・安心を脅かす事件や事故の発生がとまらず、偽装表示や冷凍ギョーザの農薬混入や事故米の不正流通、放射性物質の汚染、生肉、浅漬けによる食中毒で、市民の不安、不信感は高まりを続けているのが現状でございます。

平成20年度に行った食の安全についての市民意識調査の結果によりますと、食品の安全性について、約3割が「何に注意していいかわからない」とあります。それから、札幌市指標達成度調査というものがございまして、食の安全に関心があり、注意を払っている人の割合は、平成21年度が68.5%、22年度は行わなかったのですが、23年度が80.5%、24年度が83.3%というように、80%以上を保っております。

それから、本市の特色ですが、年間に1,200万人もの観光客が訪れまして、札幌観光客満足度調査では、平成23年度は、「食事や食べ物に対する満足度」が8割以上という高い値になっています。それから、地域ブランド調査では、平成22年から3年連続で魅力的な都市のナンバーワンに選ばれております。

このような背景の中で、条例策定に至るまでの経緯ですが、食品の安全性を確保し、食に対する市民の不安を解消するために、本市の決意をより明らかにするとともに、実効性のある仕組みをつくっていく必要があるということで、市長公約で平成24年度までに条例を策定しようということになりました。そこで、「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」が平成25年3月に策定され、4月に施行されました。

このような条例は、ほかに20の都道府県と2政令指定都市で制定されてございまして、その政令指定都市は、京都市と名古屋市です。

それから、本条例の特徴として、観光客等の健康の保護があります。京都市に次いで2番目に「観光客」を対象に入れました。また、札幌市のみが「食産業及び振興の寄与」を条例に盛り込んでございます。

次に、お配りしました資料1-2の趣旨の最後のページにございます「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」の骨格図をごらんいただきたいと思っております。最終ページに載っております。

背景は、先ほど示したとおりですけれども、この条例の構成として、まずは、第1条に目的があり、市民、観光客等の健康を守る、安全・安心な食のまちさっぽろを実現するという総合的、計画的な推進が書かれています。

次に、第2条に言葉の定義がございまして、食の安全・安心についてどういうことが書かれているかという定義がございまして。

それから、基本理念が第3条にありまして、市、事業者、市民の責務と役割が第4条から第6条まで書かれています。

それから、右側に移りまして、骨格です。推進体制は、推進計画を定めること、市の施策を調査審議する附属機関の設置として推進会議を設置することになっております。

そのほか、基本施策として第9条から第26条がありますけれども、詳しくはパンフレットのほうで説明させていただきたいというふうに思います。

それでは、ピンクのパンフレットをごらんいただけますでしょうか。

資料1-1になります。まず、2ページ目から、目的と理念についてお話ししたいと思います。

この条例の目的は、食の安全・安心の確保に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することで、市民及び観光客、そのほかの滞在者の健康を守ります、また、安全・安心な食のまちさっぽろを実現しますとなっております。この安全・安心な食のまちさっぽろとはどういうことかということですが、右側の緑色のページに安全・安心な食のまちさっぽろの定義が書かれています。これを上から読ませていただきます。

一人一人の市民が、食品の安全性について理解と関心を持っている。個々の事業者が、食の安全・安心の確保を第一に考えて行動している。市民と事業者の信頼関係が築かれている。食品の生産から消費まで、安全の管理が図られている。食の札幌ブランドに安全・安心の付加価値がついている。市民や観光客が、安心して食を楽しめる。

これが安全・安心な食のまちさっぽろのイメージになります。

また、左側の基本理念に戻っていただきますけれども、市民や札幌市を訪れる観光客の皆さんの健康保護を最優先します。生産から消費までの食の安全・安心を確保します。市民・事業者・札幌市の三者による連携・協働を進めます。健康への悪影響を未然に防止するため、科学的知見に基づき対応します。食の安全・安心を確保することで食産業・観光

の振興に寄与します。

以上が基本理念になります。

次のページを開いていただきたいのですが、ここに市民の役割、事業者の責務、札幌市の責務がございます。

札幌市の責務としては、総合的・計画的に施策を実施します。市民・事業者の意見を施策へ反映します。市民・事業者との連携・協働を進めます。国や他自治体、関係団体と緊密な連携を図ります。

それから、事業者の責務が第5条でして、食の安全を守るため、自主的な衛生管理を進めます。わかりやすい食品表示や情報公開、市民との交流を通じ、食の安心の向上に努めます。講習会や事業への参加など、札幌市の施策に協力します。

それから、左側が市民の役割で、第6条になるのですが、資料1-2の10ページに詳しく書いてありますので、読ませていただきます。

(1)は、食品等の選択に当たって適切に判断できるように食品等の表示に関する必要な知識を身に付けるとともに、食品等の保存、調理、使用そのほかの取扱いによって健康に悪影響を及ぼすことがないように食品等の安全性に関する知識と理解を深めること。(2)は、事業者の食の安全・安心の確保に関する取組について理解を深めるとともに、その取組に意見を表明し、及び協力すること。(3)は、食の安全・安心の確保に関する市の施策に意見を表明し、及び参加することとなっておりまして、市民は、食品供給の単なる受け手ではなく、自らの判断で食品の購入や消費行動を選択することで意思を表明することができる大きな影響力のある存在です。

また、下のほうにもございますが、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するに当たり、市民の積極的な参画を期待するものです。

パンフレットの4ページに戻っていただきたいのですが、市民・事業者・札幌市が連携・協働して、“安全・安心な食のまちさっぽろ”を築いていきたいと思いますといった取組になってございます。

それから、右側をご覧くださいまして、“食の安全・安心のための取組を進めます”ということですが、食品製造工場の監視指導として、生産から販売まで食の安全を確保します。それから、科学的な根拠に基づき、効果的な施策を実施するため、“調査・研究を推進します”、“市民、事業者との総合理解を推進します”。キッチンメール、ほかにさまざまな普及啓発用のパンフレットを配布して、“事業者または市民の皆様に対して正確な情報を提供します”。

そして、その下に「さっぽろ食の安全・安心推進協定制度」がございます。これは、また後で詳しく説明しますが、事業者を支援していくようなものになってございます。

また、「さっぽろ食の安全・安心市民交流事業」などで、市民、事業者の交流の場を提供し、情報や意見交換を促進します。

次のページに移りまして、“食の安全に関する学習の機会を提供します”。

これは、子どもが「食品Gメン」の体験をしている写真になりますが、子どもたちに食の大切さや食の安全に関する理解を含め、適切な判断力を養ってもらうため、食育を通じて正しい知識の普及啓発を行います。本日、DVDをお配りしましたが、食品衛生監視員と保育士と栄養士で連携・協働して、作詞、作曲から振りつけまで全てが職員の手づくりの「手あらいソング」になっております。このように、保育園や子育てサロンなどを中心に活用していただいて、小さい頃から正しい食品衛生の知識を身につけていただくといった趣旨になっております。

下のほうは、“環境へ配慮します”、“市民・事業者の取組を促進します”。

「札幌市食品衛生管理認定制度」の「しょくまる」のマークがパンフレットについております。これも後で説明させていただきますが、高度な衛生管理を行う事業者の取り組みを促進するものでございます。

それから、“食産業・観光の振興へ寄与します”ということです。

右側に行きまして、“危機管理の強化・充実に図ります”というのは、大規模な食中毒や感染症を想定した場合のシミュレーション訓練などを行いまして、道職員、ホテル事業者とか高齢福祉施設の従事者と連携・協働をしながら訓練を行いました。

それから、自主回収報告制度が下のほうにございます。これは、今年の10月1日から施行される制度になっておりまして、条例の一つの目玉となっております。

ここで、スライドに戻りますので、ご覧いただいでよろしいでしょうか。

自主回収報告制度が10月1日から施行します。自主回収とはどういうことかということですが、事業者が製造等を行った食品等について、自主検査や消費者からの相談で、例えば、何か異物が入ってしまったとか、使用基準を超えてしまうことなどの食品衛生法違反があった場合、健康被害のおそれに基づいてみずからの判断で回収を決定して実施することになります。この自主回収をすることではなくて、これを報告する制度を自主回収報告制度と言います。

この制度による事業者のメリットとしては、札幌市のホームページを利用して周知し、公にすることで、食品等をより正確かつ円滑に回収できます。情報を速やかに提供できます。こういったことに積極的に取り組んでいるということで、市民の信頼感のより一層の向上があると思います。

それから、市民のメリットとしては、健康被害の未然防止や拡大防止、札幌市のホームページからいつでも一目で自主回収の情報が得られることになります。

こちらがその概要図です。まず、事業者が食品の異常に気づいた場合です。賞味期限をもともとより長く設定しまったなど、何かの異常があった場合に自主回収を決定し、それを保健所や区の保健センターに報告します。ここで、札幌市は、ホームページに公表して、同時に、その事業者に対して、その内容について確認、指導をします。本来、事業者は、出荷先に対して店頭告知を行ったり、広告や企業ホームページなどで社告を行ったりすることもございます。ただ、こうした内容を札幌市が一律に把握して、それを公表すること

で市民がいち早く詳しく知ることができますし、それが健康被害などの未然防止につながるることになります。

こちらが札幌市のホームページの自主回収情報のイメージです。

またパンフレットに戻っていただいて、“食の安全・安心の取組を支える仕組みをつくります”ということで、まさに、本日、皆さんにお越しいただいている推進会議のことで、札幌市の推進計画を中期計画の策定、施策の実施、状況の公表ということで、この条例に基づいて推進計画を定めます。その過程において、「安全・安心な食のまちさっぽろ推進会議」で、推進計画や札幌市の施策を調査審議する附属機関として、事業者、市民、学識経験者の皆さんで、計画案に対して意見等を言っていただきます。

これがダイジェスト版で、条例の概要と趣旨になります。

以上で説明を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○池田会長 ご説明をありがとうございます。

ただいま、推進条例についてご説明がありましたが、ご質問等が何かありましたら、お願ひしたいと思います。

○森委員 ご説明をありがとうございます。

市民の役割についてです。

資料1-2では10ページ、パンフレットでは6ページに関係するところですが、市民の役割の中で“学習の機会を提供します”という項目があります。子どもの「手あらいソング」などが入っているものを拝見していないので、そのことについては詳細がわからないのですが、実際に、子どものことは別として、消費者である食品を直接購買する人たちに向けてどのような学習機会をつくっているのかを具体的に教えていただきたいのです。

○事務局（伊藤調整担当係長） 市民の方については、パンフレットの5ページに第13条がございまして、「市民・事業者の交流の場を提供し、情報や意見交換を促進します。」という文言になっているのですが、こういったところで、市民の皆様は食品の生産、製造現場で農家や工場の方と直接に意見交換をしていただいたり、農薬の収去検査や使用方法等について学習するような提供の場を設けております。

それから、工場の見学等も市民交流事業としてございますし、平成22年度と23年度に「食の安全・安心イベント」をサッポロファクトリーで開催しまして、食中毒予防の普及啓発のコーナーや食の安全・安心に関するコーナーを設けて、市民の皆様が勉強する場を創出させていただきました。

○森委員 質問ではなく、意見です。

事業についてのご説明は理解しましたけれども、交流事業やイベントをしましたということで、確かにやったという実績はわかりますが、そこに行かない人以外に周知する、やったことの二次発信のようなものはなさっていますか。

例えば、広報さっぽろに安全についてこのような知識を知ろうということでイベントをして、そのときに、このようなパンフレットを配って、皆さんも覚えてくださいぐらいの

意識の啓発をしないと、行ける人が行っただけで、もともと意識の高い方たちだけにしか伝わっていないところが、安全の問題を甘く考えている人に考えを改めてもらえないということになっていると思うのですが、その辺は踏み込んでいるでしょうか。

○事務局（細海食の安全推進課長） 市民への情報提供としては、保健所のホームページを使っております。また、広報さっぽろのお話でしたが、紙面の関係で載せられるものにはかなりの制約がございます。ただ、今回は、条例ができたということもありまして、広報さっぽろの8月号が多分間もなく皆様の家にも届くかと思いますが、異例ですけども、4ページを使って、食品の条例やこういった事業のご説明をすることが可能になりました。

食品衛生だけで4ページも使うことは普通ないのですけれども、条例ができた年ということもございまして、特別な対応をさせていただきます。その都度、ホームページや広報さっぽろを使えるときは使ってまいります。

それから、市民の方への学習については、出前講座の制度がございます。こちらのほうに来るわけではなくて、例えば、アパート、マンションあるいは町内会といった単位で、要望があれば我々がその場所に出向いて行って、食品衛生の聞きたいテーマについてご説明するといった出前講座の制度がありますので、そういったものを用いて、いろいろなところで学んでいただくということを行っているところでございます。

○池田会長 森委員がおっしゃったことは非常に重要な問題で、札幌市だけではなくて、北海道、日本でも市民への普及というのはなかなか大変でございますが、推進条例ができましたので、さらに進めて行っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ほかに何かございませんでしょうか。

私から一ついいですか。

自主回収報告制度が明文化されているというのは、条例であまり聞かないのですけれども、初めてですか。ほかでは余り聞かないような気がするのです。非常にいいと思うのですけれども、その辺は今まで結構うやむやになっていたところがあります。

○事務局（細海食の安全推進課長） 自主回収報告制度の義務づけは、東京都など一部の都市で先行してやっているのですけれども、基本的に事業者のほうで社告などでやっていて、皆さんも新聞などでも見ており、行政側のホームページを見る機会がなかなかないと思います。しかし、こういった条例で義務づけることで自主回収されているもの全部が一覧で見られますので、そういった意味では、自分で一つずつ探す必要がなくなりました。

ホームページだけ見ればということで、どうしても安心をPRしたいということもありまして、一部の自治体で先行しておりましたが、札幌市も今回の条例で踏み込んだというものでございます。

○池田会長 ありがとうございます。

非常にいい制度だと思います。よろしく願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 ないようですので、続きまして、3つ目の議題の条例に基づく推進計画について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(伊藤調整担当係長) それでは、またスライドを用いながら説明させていただきます。

「さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン」についてですが、その前に、条例の趣旨の12ページをごらんください。

12ページに、この条例に基づく推進計画について定めております。食の安全・安心の確保を推進するための計画ということで、第8条「市長は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。」「1 食の安全・安心の確保に関する施策の大綱」「2 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するために必要な事項」「3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。」「4 市長は、推進計画を定めた場合は、速やかにこれを公表しなければならない。」「5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。」「6 市長は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議に報告するとともに、公表しなければならない。」、これが推進計画の内容でございます。

その次に、資料2-2の「さっぽろ食の安全・安心ビジョン」という冊子の51ページをご覧ください。

こちらが「さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン」の概要版になっております。ビジョン策定に当たって、ビジョン制定の趣旨ということで、平成22年度に策定されたものですけれども、『食品流通の広域化や偽装表示等の発生により、食に対して不安を感じている市民は少なくない。札幌市は、市民の食への不安に対処していく必要がある。食品安全基本法に沿った新たな取り組みも進める中で、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進委員会からの提言書が平成21年度末に本市に提出され、その内容を踏まえて、施策を体系化し、従来の規制行政とともに市民、事業者との連携・協働も積極的に進めることとし、その質的転換を今後の施策の方向性として市民に明確に打ち出す必要があるため本ビジョンを策定する。』ということで、ビジョン策定の趣旨が左上に載っております。

それから、その下のビジョンの位置付けですけれども、下のほうの従来の規制と、市民、事業者及び札幌市の連携・協働というところですが、この両輪による施策の展開で安全な暮らしと食関連の施策を支えるという位置づけになっております。この右側に、その中で条例の制定についても検討していくということで、このビジョンは策定されました。

また、ビジョンの推進期間は平成22年度から26年度の5年間になります。

それから、ビジョンの第2章の右ですが、食を取り巻く現状と課題ということです。国

における食品の安全確保の体制の変換ということで、食品安全基本法が制定され、リスク分析の考え方を導入した、それから、「(2)新たな食習慣等に起因する健康被害の発生」として、肉の生食によるカンピロバクター食中毒ということです。

7ページの真ん中に紫色のグラフをご覧ください。そこに、平成17年から21年にカンピロバクターとノロウイルスという病因物質別の発生件数が増えています。

51ページにもう一度戻っていただきたいのですが、これ以降、2011年4月下旬にO111によるユッケの集団食中毒事件がございました。その年の10月1日に生食用牛肉の処理に関する基準が改正されまして、2012年7月1日に牛のレバーなどが提供禁止になりました。本市のカンピロバクターでの食中毒は、平成24年度は6件だったのですが、今年は0件ということで、肉の生食に対しての規制基準等ができますと、カンピロバクターなどの食中毒の件数も減ったという社会的な変化がございました。

それから、「(3)食品の表示問題と事業者のモラル」「(4)食品の消費動向と情報手段」では、安全志向より経済性志向のほうが総じて高い傾向にあるなど、このような社会的な背景が当時はございました。

次に、「2 札幌市の食を取り巻く現状と課題」ですが、「(1)市民の意識調査」「(2)市内の事業者の意識」「(3)札幌市の地域特性」「(4)食品の安全確保に向けた札幌市の取組」があります。当時、食品衛生法に基づいて市民の健康保護を目的に進めておりまして、規制行政が中心でありました。しかし、規制の強化には一定の限界があり、事業者の指導のみでは市民の不安への対処に不十分であったことから、取組方針の転換が必要といった背景もございまして、ビジョンが策定されました。

次に、ビジョンの概要をご覧いただきたいと思います。

このビジョンは、本来であれば条例に基づいて推進計画を定めるところではございますけれども、今、推進計画がない状態にありますので、このビジョンを暫定版として事業とさまざまな施策を進めているところでございます。

中を開いていただいて、左側に「食を取り巻く現状と課題」という当時制定された時のことが色々書いてありますが、その現状と課題をもって、右側にこのような取組を進めますと書いております。

まず、施策の柱で「安全の確保」です。基本施策として、1に防ぐ、2に守る、3に応援する、これをキーワードに基本施策を策定しました。

基本施策1として、食品に関する健康危機管理の強化・充実ということで、食品による市民の健康被害を防ぐため、事業者、市民に対し、講習会等で食の安全について科学的な知識の普及啓発に努めるとともに、大規模食中毒を想定した図上訓練をします。スライドを見ていただきたいのですが、このスライドでは、大規模食中毒を想定した図上訓練になりまして、発生時に迅速に対処するための危機管理体制の整備ということで、平成24年度に行ったシミュレーション訓練になります。道職員、ホテル、社会福祉施設の従事者も参加して、47名で訓練し、強化・充実を行っております。

それから、先ほどもご説明しました手あらいソングなどで正しい知識の普及と啓発です。幼児を対象とした手あらいソングを作成しました。

それから、基本施策2として、先ほどはフードチェーンにおける食の安全の確保と申し上げましたけれども、「札幌市食品衛生監視指導計画」を毎年定めております。今年度の内容は、食中毒への総合的な対策、それから、昨年も事故がありましたが、漬物の衛生規範に基づく監視指導、放射性物質のモニタリング検査、食品等事業者による自主的な衛生管理の推進、リスクコミュニケーションの拡充、こういったものを監視指導計画としてまとめておまして、生産から加工、流通、販売までの監視指導や抜き取り検査を行っています。

右側の写真は、放射性物質の検査をしております。

それから、販売店に足を運んで、適正表示の指導、そのほかに市民相談が結構来るのですけれども、この処理などを行ってございます。

それから、基本施策3として、事業者の自主的取組の促進ということですが「札幌市食品衛生管理認定制度」、「しょくまる」というものですがけれども、市内の食品業界全体の衛生レベルを向上させるため、HACCPという管理システムの考え方を取り入れた高度な衛生管理を行っている施設を認定する制度です。こういったロゴを商品に張っている事業者もございます。

それから、事業者の自主的取組の促進として、「さっぽろ食の安全・安心推進協定事業」です。

本日、ガイドブックもお配りしてございますけれども、安全・安心に関して自主的に取り組んでいることをマイルールとして定めまして、札幌市長と協定を締結しています。また、札幌市は、ホームページやガイドブックなどで紹介して、事業者、団体の取り組みを支援するなど、このような施策を行っております。

そして、リーフレットに戻っていただきたいのですけれども、施策の柱Ⅱです。

「安心と魅力の創出」です。基本施策1に、「伝える、つなぐ～食の安全に関する相互理解～」それから、基本施策2に「広げる、声を聴く～食の安全確保に協力する市民の拡大～」ということですが、基本施策1の「食の安全に関する相互理解」で、食の安全・安心フェアがございます。先ほど、ご説明しましたが、平成22年度と23年度にサッポロファクトリーでイベントを行いまして、色々な食品衛生に関する情報を提供したり、手あらいソングでみんなで踊った写真です。また、右側がキッチンメールです。放射性物質をトピックにしたり、旬となっている食品衛生に関することを取り上げたキッチンメールを作成して、市民の皆様にお配りしております。

それから、基本施策2の「食の安全確保に協力する市民の拡大」ということで、「さっぽろ食の安全・安心モニター」という制度を設けています。30人ぐらいの市民に参加していただくのですが、買い物に行ったりレストランに食べに行ったり、日々気づいた食品衛生のことにに関して、こちらに状況を提供していただく制度です。

次に、「子ども食品Gメン体験事業」は、中央卸売市場を見学して、食品Gメンがどう  
いうことを見て、食の安全を守っているかということと一緒に学習してもらいます。

それから、こちらは生産農家を訪れる市民交流事業です。

また、リーフレットに戻っていただきたいのですが、このような施策のほかにも、基本施  
策3は「地産地消の推進及び環境への配慮」、基本施策4は「災害等への備えを通じた安  
心の創出」、基本施策5は「食産業・観光への寄与」です。食関連施策を支えることを目  
的に、こういった施策は、ほかの関連部局と連携しながらこういったことを創出すること  
になっております。

今年度の「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業」について、同じようにスライド  
を用いて簡単にご説明させていただきます。

今年度の安全・安心な食のまち推進事業につきましては、まず、この条例の普及と推進  
会議の設置です。それから、既存事業としましては、協定事業です。それから、先ほどご  
説明した市民モニター事業です。市民交流事業、子ども食品Gメン体験事業、食品健康危  
機管理シミュレーション事業、手あらい・うがいの啓発モデル事業も既存事業として続け  
てまいりたいと思います。

それから、新規事業で、「食の安全・安心イベント」というものを平成26年1月18  
日と19日に地下歩行空間で予定しております。

それから、「食の安全・安心CMコンテスト」ということで、市民や事業者から食の安  
全・安心に関するCMを公募し、それを流すことによって普及啓発を図るものです。

こちらが、協定事業のご説明になりますが、先ほど申し上げましたように、札幌市と事  
業者で協定を結ぶ事業になります。現在10団体の156事業者になりまして、平成21  
年からスタートしているのですが、この数がもう少し増えるように、事業者の皆様  
にはぜひご協力いただいて数を増やしたいと思っております。

協定締結までの流れは、マイルールを決めていただいて、その取り組み状況を年に1回  
報告します。札幌市側としては、それをガイドブック、ホームページ等へ掲載して、市民  
へ広く周知するものです。

こちらは、締結式の様子ですけれども、このように、締結式で市長から協定書を直接お  
渡しして、皆さんと締結するような事業になります。

それから、食の安全・安心モニターは30名です。先ほど少し説明しましたが、年3回  
の報告になります。これを札幌市の報告にさせていただいて、監視・指導が必要な場合は、  
私どもの食品衛生監視員が直ちに行き指導することもございます。

これが、市民交流事業のレタス農家の見学です。9月2日に予定しております。農家  
の方からお話を聞いて、食の安全についても説明していただいております。

それから、これは去年の写真になってしまうのですが、漬物工場に見学に行き、20  
名程度の市民の方に参加していただきました。

これは、食品Gメン体験事業です。

これは、平成24年度の子ども食品Gメンの2回目です。イトーヨーカドーのアリオ店で、親子10組20名で食品表示を見たり、温度を確認したりという事業を行いました。

それから、健康危機管理シミュレーション事業については、今年度は2回の実施を予定しております。ホテルを対象に、複数のホテルをグループに分けて、こういった場合はどうするかといった訓練を行おうかと思っております。2回目は、高齢者社会福祉施設をターゲットに、複数の高齢者社会福祉施設に集まっていただいて、同じようにシナリオをこちらで作成し、それを隠してゲームのような感じで、こういった場合はどうするかという初期対応を皆さんで確認していただこうと思っております。

それから、手洗い・うがいの普及啓発モデルは、今年はDVDの用いて広げてまいりました。また、ポスターや紙芝居は職員が作成していますので、もう少し普及啓発を図っていきたいと思っております。

それから、先ほど申し上げましたように、食の安全・安心のイベントを、地下歩行空間で1月18日、19日に行うということと、主なイベント内容は食のクイズなど、子どもも楽しめるようなものを想定してございます。ほかに、CMコンテストも、徐々に進めているところでございます。

今年度の事業の説明は以上になりますが、その指針となるビジョンにつきまして、もし委員の皆様のご了承を本日得られたならば、このまま続けて、平成26年度末まで推進計画の暫定版として事業を行っていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○池田会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、何かご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

○梶原委員 私は聞いていて頭がこんがらがってきたので、整理したほうがいいのではないかと思います。

資料2-1のさっぽろ食の安全・安心推進ビジョンが、平成22年から26年までの5年間の計画のビジョンですね。この3ページの上から6行目に、「今後、更に効果的に施策を展開していくための議論を深め、その中で条例の制定についても検討していきます。」という文章があったから、今年の4月に条例をつくったということではないのですか。

その条例を見てみますと、資料1-2の札幌市安全・安心な食のまち推進条例（趣旨）の12ページの第2章の推進計画の第8条で、市長は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、今度は推進計画を作るとあります。この条例ができたので、今度は推進計画を作るといことですね。そして、推進計画を作るに当たっては、第3項に「市長は、推進計画を策定するに当たっては、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議の意見」とあるのですが、これは私どもの推進会議ですね。そうすると、推進計画を新たにつくるために私たちの意見を聞いてつくりますよということですか。それでは、推進計画はいつからいつまでの計画ですか。

○事務局（伊藤調整担当係長） このビジョンの後になりますので、平成27年から5年間を予定しております。

○梶原委員 わかりました。平成27年から5年間ですね。ですから、平成22年から26年については誰からも意見が出ていなかったからいいと思います。とにかく、我々は、今後、この条例に基づいて、最終的に行政がつくるであろう計画の素案か何かを示されるのでしょうか、それについて意見を言っていく会議ということでもいいのですね。

○事務局（伊藤調整担当係長） そのとおりです。

○梶原委員 わかりました。安心しました。

○事務局（伊藤調整担当係長） 整理していただいて、ありがとうございます。

○池田会長 そのとおりだということです。

素案ができる前に、ここで意見を言っていたら、それに盛り込むこともございます。

○梶原委員 たたき台のようなものを見ないと、みんな思いつきになってしまうと思います。

○事務局（伊藤調整担当係長） たたき台については、この後半にかけて、まず骨格を作成して、来年度、皆様に何回か意見を聞きながら詰めてまいりたいと思っております。

○事務局（山口食の安全担当部長） 今の委員のご指摘のとおり、私どもの予定としては、平成27年度から新しい推進計画を立てたいという気持ちでいたのですが、場合によっては、それはそれとして、せっかく新しく推進会議ができたのだから、今年度から新しいものを作るといった場合はどうしようかということで、その辺は皆さんの意見を聞かないと進められません。

前回、平成20年から22年まで6回に分けて委員会を開いて、皆さんの真剣なご審議の中でビジョンができ上がったという経緯がありますが、それは平成26年度までの5年間の中期的な計画なものですから、その進行段階でそれを止めるのもどうかと思います。ですから、平成26年度までその計画を実施させていただいて、皆様にはその検証をしていただきながら、平成27年度からの新しい計画について、厳しいご意見やありがたいご意見をいただきたいと思っています。私どもとしては、そういう考えで、平成26年度まではビジョンという形の推進計画にさせていただきたいというご提案でございます。

○梶原委員 わかりましたが、平成22年から26年の間に思いもしなかった色々な事故や事件が起きています。最近では浅漬けの事件ですね。そういう意味では、委員の何人かの方の気持ちの中には、そういう思いもよらぬことがあったのだから、平成26年からではなくて、1年前倒しで早くやりませんか、札幌市はどうでしょうかという意見もあるのではないかという気がしますが、会長、どうでしょうか。

○池田会長 それは、皆さんにご意見を聞かないとわからないですけども、いかがでしょうか。

○高橋委員 梶原委員の解説で半分はクリアになったような気がするのですが、何となく

お役所の言葉なのです。ビジョンがあって、条例というのはまた全然違うものだと思うのですが、今度は計画ですね。先ほどの説明を聞くと、平成26年まではビジョンで、それ以降の計画ということで、言葉は違うけれども、これは同じものだと受けとめていいのだろうと思います。

今の質問の中で、こここのところ、新しい事態がどんどん生まれてきていますので、そのたびにと言ったら変ですが、今度は平成27年からなるのでしょうけれども、この1年、2年で起きたことに対して、これはどうなのだ、こうなのだということを具体的にやるのだと思います。次から次にいろいろな問題が出てくるとは思いますが、それも入れながらの今後の対応で、言葉は別として、この条例を踏まえて、消費者、事業者、行政がどう行動するかということがビジョンであり、計画であると理解してよろしいのではないかと思います。

○池田会長 ありがとうございます。

ビジョンとか計画というのは、多分、戦略というか、大きな方向性を示すもので、先ほど説明があったように、生肉の件とか去年の浅漬けの件などは、このビジョンの中でそれぞれにきちんと対処していると理解してもいいのではないかと私は感じております。

ビジョン、計画についての方向性ですね。ビジョンよりも計画のほうが重いのですか。

○事務局（細海食の安全推進課長） ビジョンと呼んでおりますが、ビジョンそのものも計画と思っていただいて結構です。ビジョンは条例で規定されているものではありませんが、今回、新しく条例をつくりまして、その中で推進計画を策定することと義務づけられております。しかし、現在、推進計画はございませんので、以前にいろいろな審議の過程を経てつくったビジョンを、新しい推進計画をつくるまでの間は暫定版として利用したいというのが事務局の考えでございます。そして、ビジョンが平成26年度末まででございますので、もう2年を切っておりますが、これから約2年近くの時間をかけて推進計画をしっかりつくってまいりたいと考えております。

ただ、先ほど部長からもご説明がありましたが、いろいろな状況を考えて、もっと早く、例えば今年度末までにとということになりますと、いろいろな市民の方とか事業者の意見を反映する素案をつくるためにはもう数カ月しかないような状況になります。そうすると、時間的に逼迫した状況で作って、充実したものをつくるのはかなり難しい状況もございまして、事務局といたしましては、ビジョンと呼んでいるものを推進計画の暫定版として平成26年度末までは使っていきたいと。そして、約2年近くになりますが、それまで何回かのこの会議で、こちら側から提案する案に対してご意見をいただきながら、完成版として推進計画をつくってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○行方委員 私は、札幌消費者協会ということで、条例策定のときもちよつと携わらせていただきまして、消費者としての意見をお伝えさせていただきました。そういう立場から、条例が制定されたということは新聞報道にも出ておりまして、非常にうれしく思つたので

すが、果たしてこの条例が一般市民の方にどれだけ認知されているかということが非常に疑問です。とてもいい内容だと思っているのですが、事業者はこんなものができたのかとそれぞれ勉強していると思いますけれども、一般消費者がどれだけ知っているかということが私は非常に疑問に思っています。

その後の計画ということで、今、ビジョンが発表されておりますが、今度、1月18日、19日に地下歩行空間で安全・安心イベントをやるということですので、その折に、こういった条例があるということを札幌市民に広く知らせるべく努力をしていただきたいと思います。大したことはないかもしれませんが、どの程度認知度があるかというアンケートをその場でとるとか、それによって考え方をもっともっと認知させていかなければいけない、そういうことに力を入れていくようにしていただきたいと思いますと今までのお話を聞いていて思いました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○事務局（細海食の安全推進課長） ありがとうございます。

事務局といたしましても、条例とか、また条例以外にもビジョンとかいろいろな事業をやっておりますので、そういった認知度はどれぐらいかということは基本的な分析のデータになりますので、積極的にアンケートをやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

まず、このビジョンを推進計画の暫定版として平成26年度まで使うという件について集中してお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○梶原委員 先ほども意見を言いましたけれども、どなたかがおっしゃったように、実際に立派な計画をつくるということになりましたら、今、もう8月になりますから、やっぱり、今年度に調査をし、ここにいるメンバー以外の一般市民の意見も聞くということになりますと、平成27年4月からの施行みたいな計画になると思うのです。そういう意味では、平成26年までは暫定的に今のビジョンを使って、平成27年4月から新しい計画がいいのではないかと思います。

もう1点の意見は、条例があるかどうかを市民に聞くのは大事ですが、市民に対しては聞き方をちょっと工夫したほうがいいような気がします。市長などにすれば条例は大事でしょうし、役所の方とかプロの人は条例があるのとないのでは違うと言いますけれども、市民は、別に条例がどうしたこうしたということではなく、要は私たちが毎日食べるものは安心なものを提供されればいいということです。だから、聞き方についてはこの場で議論したらいいのではないかと思います。

○池田会長 条例を市民に理解していただく施策というか方法については、これからまた議論していただければと思います。

ほかにないでしょうか。

○森委員 計画の意味で平成26年までこのビジョンを使うという方向性でいいと思って

います。

ただ、この概要版は1月にイベントがあるときにも配布したりするのではないかと思うのですが、実際はどうですか。配布しますか。これは誰に向かって配っているものですか。市民はどこでもらえるものですか。

○事務局（細海食の安全推進課長） 保健所、保健センターなどに置いておきまして、そういう場所で見えていただくものです。ホームページにも載せてございますから、保健所のホームページを開いていただくと入ることができます。

○森委員 このような取り組みを進めますの基本施策2でフードチェーンにおける食の安全確保とあります。私はフードチェーンという言葉の説明しろと言われてたことができますけれども、一般市民にこの言葉を言っても何を言っているかわからないです。基本的に、市民に配布するものにわからない言葉をキャッチで持ってくるというのはどうかなと。それは、ちょっと役所的な、知っているのが前提の広報活動になるので、例えば増刷するなどの機会があるのだったら、一言注釈を入れるという簡単な方法でもいいですから、できれば考えていただきたいと思います。フードチェーンの考え方というのは非常に大事なことで、逆にトレーサビリティが効くシステムですが、それについて市民のご理解を得るための努力みたいなものをこの言葉遣いや書き方からは感じないので、ちょっとご検討をいただけたらと思いました。

もう1点は、具体的にどこをどう変えればいいのかということはありませんが、例えば、子どもたちに手洗い教室とか、今言ったフードチェーンの横に出ていまして、いただいたCDもその話のようです。しかし、例えば、カンピロバクターは手洗いで防げるものではないです。手洗いだけを強調されたように感じると、手洗いで防げない食中毒でたくさん怖いものがあるということが見えなくなることがあるので、手洗いなどの予防と、それから、実際にどのような食中毒がどんな食べ方によって起きるかということをもっときちんと提示していかなければ、ビジョンの前になぜそのビジョンが必要かということ、何を避けなければいけないかという点について、実際の市民生活、普通の人々の食生活の注意点が案外見えていないのではないかとこのところ少し不安を感じました。

意見として言わせていただきたいと思いました。

○池田会長 ありがとうございます。

その辺を市民に伝えるのはなかなか難しいところですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局（山口食の安全担当部長） 確かに、この内容は紙面の都合でざっくり書いてあるところがございまして、多分、フードチェーンなど、市民の方がわからない言葉も使っていると思ひます。これは、先ほどおっしゃったように、増刷等のときに十分もう少し吟味して考えたいと思ひています。

確かに、先ほど申し上げたように、紙面の関係で、全ての食中毒予防の観点を盛り込めないのですが、施策の柱Ⅱの中で、キッチンメールという雑誌がありまして、先ほども説

明しましたけれども、いろいろ特集を組んで、いろいろな観点から、カンピロバクターとかノロウイルスとかそれぞれ説明して、市民にわかりやすく作ったものがございます。そういうものを積極的に皆様にアピールして、ぜひごらんいただけるような機会を多く持って、皆様にいろいろな知識を積極的にとっていただけるような取り組みもさらに進めていきたいと考えております。

○池田会長 食中毒を起こす菌というのは、本当にいろいろな種類があります。本当はそれを理解していただいて、一個一個防ぐようなことをしていただければいいのですが、なかなかそういかない時には、まず、食品衛生は手洗いに始まり、手洗いに終わるということもあって、まず手洗いをしましょうという提言だと思いますので、ご理解いただければと思います。

そのほかに何かございませんでしょうか。

○成澤委員 今お話がありましたキッチンメールを拝見したことがないのですけれども、どこに行けば見ることができるのですか。

○事務局（山口食の安全担当部長） こちらの保健所や各区の保健センターにも置いております。本当は、まちづくりセンターとかいろいろなところに置きたいのですが、置く場所が限られておりまして、目につくところになかなか置けないのが実情でございます。私どもも、イベントがあるたびにキッチンメールなどを持ち込んで、皆さんにできるだけ手にとってもらうように努力はしているのですが、何せ、場所が限られております。

後ほどキッチンメールを持ってまいりますので、それをごらんいただければと思います。

○成澤委員 小学校や幼稚園などに置かれているということはあるですか。

○事務局（山口食の安全担当部長） 一般市民と言っても、お母様方が見る内容で、小学生を対象とした書き方にはしておりません。本来であれば、高学年もわかるような内容にしながら、今後は、できれば学校にも置いてもらうような形で取り組んでいきたいと思っています。ただ、今のところは、市民、特に保健所とか保健センターに来る方の目にとまりやすい場所に置いてPRしている状況です。

○池田会長 ほかにありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 ないようでしたら、まず、ご説明をいただきました、今、走っていますビジョンを推進計画の暫定版として、平成26年度末まで取り扱うことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○池田会長 どうもありがとうございます。

それでは、先ほどは協定事業などいろいろご説明を幾つかいただきましたが、具体的な事業についてのご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

多分、かなり出ていたかなと思います。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、本日はご意見を幾つかいただきましたので、事務局のほうで推進

計画案の参考にしていただければと思います。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題の4つ目の「その他」でございますが、事務局から何かありますか。

○事務局（細海食の安全推進課長） 事務局から、今後の会議の開催予定につきましてご案内させていただきたいと思っております。

まず、今年度は、あと1回ございまして、時期としては来年1月を予定しております。そのときの議題の内容でございますが、推進計画の素案ということで、計画の骨子や考え方をしっかり押さえていただければと思っておりますので、そこにつきまして、こちらのほうで案を示して、考え方がそれでいいか、あるいは修正が必要かというところを考えていただきたいと思っております。実際に、具体的な内容の肉づけにつきましては来年度という形で考えております。

あわせて、平成26年度の食品衛生監視指導計画の案を皆様にお示しして、ご意見をいただきたいと思っております。食品衛生の監視・指導計画案は、食品衛生法という法律で前年度に翌年度分の計画を作成することが義務づけられております。これは、パブリックコメントなどで市民のご意見もいただきますが、それが大体2月でございます。ですから、市民にパブリックコメントとしての案を示す前に、この推進会議で我々が考えた案に対して意見をいただいて、それを固めた形でパブリックコメントにかけたいということで、1月に予定しております。近くになりましたら、また各委員の皆様方に日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、本日、各団体を代表する方々に委員としてお越しいただいていることもございますので、先ほど伊藤からも説明しましたが、なかなか周知されていないというご意見もありました条例やビジョン、あるいは各事業につきまして、団体内でもできるだけ周知をお願ひできればと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○池田会長 ありがとうございます。

各委員から何かご意見、ご質問がありましたらお願ひいたします。

○大金副会長 僭越ですけれども、僕もこの委員会は過去に6年ぐらやってきているのです。その中で、今日は、この新しい会がまた立ち上げになったのですけれども、かなり短時間で随分煮詰まった意見が出るなどと思って、過去6年間ぐらやってきた中で偏り過ぎてしまって、リスクゼロ社会を求めるようなムードになったら、あまりによくないのではないかというのは、実は6年間やっている中の一つのテーマなのです。また、行政と消費者を対立させる見方を止めようということでこの形になってきたのです。私は、そんなことをずっと考えてきました。

○池田会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

（「なし」と発言する者あり）

## 5. 閉 会

○池田会長 ないようでしたら、本日の議事は終了し、閉会とさせていただきたいと思  
います。

長時間にわたりまして、まことにありがとうございます。

次回、またお会いできることを楽しみにしております。

以 上